

電話交換設備借入（リース）及び保守業務 仕様書

1 内 容

- (1) 電話主装置及び電話機の借入・設置等にかかる業務
- (2) 災害時優先回線他、必要な手続きがある場合の調整及び事務
- (3) 電話機不具合等に対応した保守業務

2 契約方法

- 1 電話主装置及び電話機のリース契約（72か月）
- 2 電話交換設備全般の保守業務（リース契約期間中）

※契約について

リース契約と保守契約は落札会社による契約方針に基づき行う。

3 履行場所

大阪市阿倍野区帝塚山1-3-8

阿倍野区在宅サービスセンター1階～3階 各部屋

4 納入機器編成など

別添 一覧表参照

※一覧表について

メーカーは問わないが、必要な性能を有する同等以上のものとする。

5 規格

- ア 電話機主装置、電話機など設備に関するものが新品であること。
- イ 現状の設置場所に設置すること。
- ウ 現状同様の使用状態に作業を行うこと（登録）。
- エ 各機器などの適切な動作環境をつくり、必要な検査を行うこと。
- オ 入替機器等の撤去を行うとともに、引き上げ業者と連絡調整を行うこと。

6 保 守

- (1) 故障・不具合時の連絡先を設けるとともに、迅速な点検・修理などの速やかな対応ができるよう日時を都度調整するものとする。
- (2) リース期間内の故障に関する対応部品について確保すること。
- (3) リース期間中のスケジュール管理を行い、毎年一年間の祝祭日が決定された際には遅滞なく必要なカレンダーの変更作業を行うこと。
- (4) 開所日時は以下のとおり ※参考
 - 月曜日～金曜日 9：00～19：00
 - 土曜日 9：00～17：30
 - 日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は閉所

7 補足事項

- (1) 電話交換設備の設置費用及び運送費用が必要な場合は見積り内に含めること。
- (2) 契約期間中の修理・保守代金を含む（部品について以下のとおり）のこと。
 - ア メーカー保証期間内においてはそれに準じて行う。
 - イ メーカー保証期間の延長が可能な場合は、別途落札者を通じ書面を取り交わす。
 - ウ 保証期間外に生じた修理部品については、その修理が必要となった経緯の確認を行ったうえで別途協議する。
- (3) 使用可能な状態にするため必要な設定を行うこととし、その設定に際し、他業社との打ち合わせが必要な場合は調整を行うこと。
- (4) 既存電話機に登録されている短縮等のデータを再設定すること。

8 設置後の支援内容

- (1) 設置後、本会に対して借入機器の操作説明会をし、簡易マニュアルを渡すこと。
ただし、実施スケジュールについては本会と調整をすること。
- (2) 借入機器における設定内容の調査、技術サポートを実施すること。

9 契約期間満了の取扱い

- (1) 納入機器の契約期間満了後には対象機器の撤去を行い、機器が保有するデータ内容を完全消去し、復元不可の状態にすること。
- (2) 設置と撤去の業者が異なる場合は、設置業者が撤去について調整を行い然るべき事務手続きを行う。
- (3) 契約期間満了後も引き続き、必要があれば再リース契約を別途契約することがある。再リース契約の確認があった際には交換部品の廃版状況等について情報提供すること。再リースにかかる貸借及び保守の内容については別途協議をする。